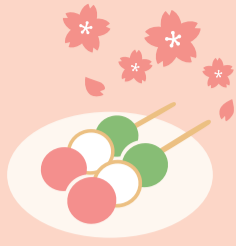


INFORMATION

情報ひろば

※市外局番「0422」は省略。



申し込みの記入例

- あて先 各記事の申込先、住所の記載がないものは「〒181-8555三鷹市役所〇〇課」(郵便料金の改定にご注意ください)
- 必要事項 ①行事・事業名(希望日・コース・回)、②申込者の郵便番号・住所、③氏名(ふりがな)、④年齢(学年)、⑤連絡先(メールアドレス・電話番号・ファクス番号)、⑥そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

ポキ 4コマまんが

「ポキの手」 KANOさん



コンテストHPで、全ての応募作品を公開中。



Poki4コマまんがコンテスト2025 ジュニア部門(優秀賞)

ポスト容器または電気式生ごみ処理機などを購入し、市内に設置した方(助成は1基まで)

※ディスポーザー、業務用生ごみ処理機は対象外です。

◆助成金額

購入金額の2分の1(上限20,000円、1,000円未満は切り捨て)

※申込方法など、詳しくは市HPをご覧ください。

☎ごみ対策課 ☎29-9613

介護事業所向けの補助金



◆①三鷹市ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金(介護人材確保事業)

市内介護サービス事業所を対象に、同連携システム導入のために必要な経費の一部を補助します。対象となるサービスや経費などは市HPでご確認ください。

◇補助額 1事業所当たり上限15万円(パソコンなどの補助額は、1台当たり上限10万円以内)

◆②介護事業者事業継続支援事業補助金

事業継続のため、業務改善や職場環境の向上に取り組む市内の小規模介護事業者に対し、経費の一部を補助します。対象経費や要件などは市HPでご確認ください。

◇補助額 上限50万円(年額)

☎①11月30日(月)、②令和9年1月29日(金)までに申請書類(市HPで入手)を介護保険課(市役所1階11番窓口)・☎「〒181-8555介護保険課」へ

☎同課 ☎29-8095

農業経営改善推進事業補助金



農業用施設・農機具などの導入や更新等の経費の一部を補助します。

◆補助額 補助対象経費の3分の1(認定農業者などは2分の1)の額

☎市内に住所があり、生産緑地地区の指定を受けた農地を所有している方

☎4月20日(月)～5月29日(金)に必要書類を都市農業課窓口(第二庁舎2階)へ

☎同課 ☎29-9616

ご注意ください! 4～6月はカラスの繁殖期です



カラスの威嚇・攻撃から身を守るための対策は市HPで紹介しています。

◆巣を撤去したいときは

次の要件を満たす場合は市の撤去事業を利用できます。

- ・巣が一戸建て住宅の敷地内にある
- ・親鳥から攻撃や威嚇を受けている

・土地の所有者から撤去について同意が得られている

☎環境政策課窓口(第二庁舎2階)へ

☎同課 ☎29-9612

税金

不動産の住所等変更登記が義務化されました



4月1日から不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内に変更登記をすることが義務付けられました。4月1日の施行日前に住所などを変更した場合であっても、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。詳しくは法務省HPをご覧ください。

☎資産税課 ☎29-9197

固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月22日(水)に発送

課税明細書は、証明書の申請や令和8年分の所得税確定申告書作成の参考資料としても利用できます。なお、市では土地・家屋の共有者に対しても、税額を確認していただくための納税通知書を送付しています。

☎資産税課 ☎29-9197

固定資産税・都市計画税の減免

①国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた、②震災・風水害・火災などにより被害を受けた、③相続税のため物納した、④公共事業などで、国、地方公共団体または土地開発公社が売買で取得した固定資産(所有権移転登記および引き渡し完了)は、固定資産税・都市計画税の減免が認められる場合があります(申請後に納期限が来るものが対象)。

☎6月1日(月)までに申請書(資産税課で入手)と必要書類を市税総合窓口(市役所2階24番窓口)へ

☎同課 ☎29-9197

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



☎6月1日(月)までの平日午前8時30分～午後5時

☎市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者

☎マイナンバーカードなどの本人確認書類(代理人の場合は納税者の委任状と代理人の本人確認書類)を市税総合窓口(市役所2階24番窓口)へ

※予約フォーム(QRコード)を利用すると、当日の手続きがスムーズです。

☎資産税課 ☎29-9197

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

☎健康推進課 ☎0422-24-7145

●三鷹市休日・夜間 診療所・薬局(新川6-35-28)

●休日診療所(内科・小児科) ☎0422-24-6540

日曜日、祝日・年末年始 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分、6時～9時30分

●小児初期救急平日準夜間診療所「こども救急みたか」 ☎0422-24-6540

平日(月～金曜日)のみ 午後7時30分～10時30分(受付は10時まで)

●休日歯科応急診療所 ※要電話 ☎0422-46-3234

日曜日、祝日・年末年始 午前10時～午後0時15分、1時30分～4時

●休日薬局 ☎0422-49-7766

日曜日、祝日・年末年始 午前10時～午後4時30分、6時～9時30分

※切り傷、骨折、やけどなどの外科診療は行っていません。

※マイナ保険証、資格確認書を必ずお持ちください。

※インフルエンザの流行などで混雑が予想され、長時間お待ちいただく場合があります。

急なけが・病気で対応に迷ったら(24時間)

◆東京消防庁救急相談センター

☎#7119(プッシュ回線短縮ダイヤル) ☎03-3212-2323

そのほかの医療機関案内(24時間)

◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎03-5272-0303

市内救急指定病院

◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎0422-47-5511

◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎0422-47-4848

◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎0422-44-6161

お知らせ

市有地を公募型プロポーザル方式により売却します



◆売却物件 所在地=下連雀8丁目568番11、38、60(住居表示:下連雀8-3)、地目=宅地、地積384.06㎡、用途地域=準工業地域、建ぺい率/容積率=60/200

※詳しくは4月19日(日)以降に市HPをご覧ください。

☎公共施設課 ☎29-9741

家庭用生ごみ処理装置等購入費の一部を助成します



☎市民・市内事業者で3,000円以上(消費税、付属品、送料を除く)のコン